王寺町特殊建築物等耐震診断補助制度の手続きの流れ

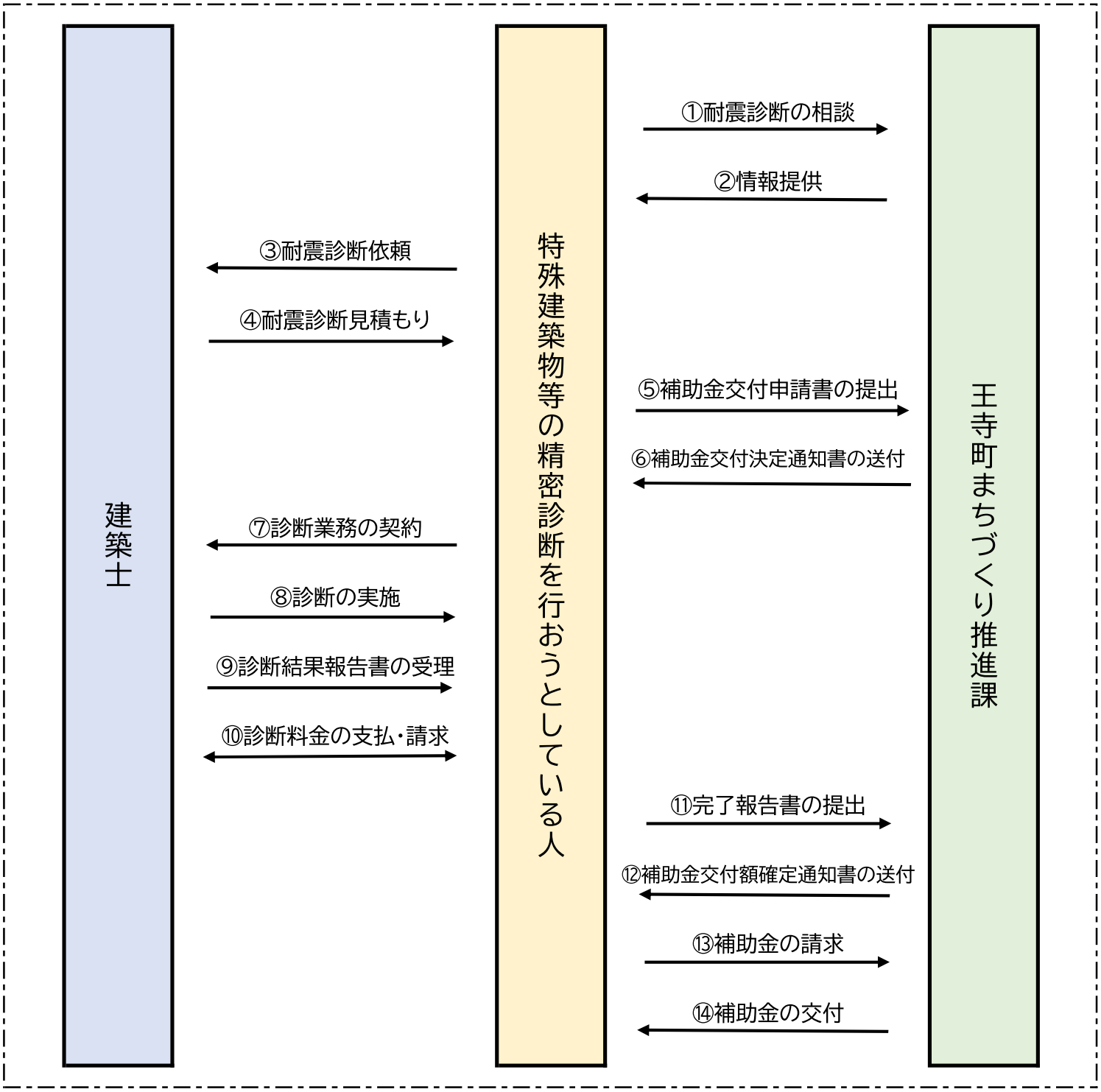

【手続きの説明】

①　・　②　耐震診断の補助を受けようとする人は、まちづくり推進課で事前相談を受けてください。

③　・　④　建築士などに見積もりを依頼してください。

⑤　～　⑥　特殊建築物等耐震診断補助金申請書をまちづくり推進課に提出してください。
審査を行い補助金の交付が決まれば、補助金交付決定通知書を送付します。

⑦　～　⑩　耐震診断の契約を結び、耐震診断を行ってください。
耐震診断終了後、診断結果報告書を必ず受け取り、料金の支払いをしてください。

⑪　～　⑭　耐震診断が終わったら、報告書の写しを添えて診断結果報告書を提出してください。
審査を行い、補助金確定通知書を送付しますので、請求書を提出してください。
その後、指定口座に入金します。